

序

学習院大学文学部教授 高 埜 利 彦

本書『近世朝幕関係法令史料集』は、江戸幕府が、天皇・朝廷を国家統治のために、統制した上で機能させようと各種の法令を天皇・朝廷に向けて直接発したものを集めたものである。これに加えて、幕府から見れば間接的になるが、朝廷の秩序維持のために、天皇・上皇・関白などが発した法令についても収めた。収録対象の史料は、上は天正十三（一五八五）年から、下は寛政八（一七九六）年までとした。

朝幕関係を称しながら豊臣政権期をも対象としたのは、徳川政権初期の天皇・朝廷に対する法令が、豊臣政権期以来の課題を解決した政策が見られることから、前史としての意味を持たせた。そのこと以上に、そもそも豊臣政権と徳川政権との、対天皇・朝廷政策の根本的な相違を明確にさせる基本史料となることも、収録対象としたことの意味である。

収録対象の下限が寛政八（一七九六）年となったことについては、できれば『大日本維新史料稿本』編纂対象の弘化三（一八四六）年につながるものが望まれたが、現在の研究状況と作業期限などの諸条件から、今後の課題として残さざるを得なかった。

本書は、その他にも収録に漏れた法令があるかも知れないが、ひとまず刊行して、多くの方々からご意見をいただくことが大事であると考えた。その考え方は、さきに朝幕研究会編『近世朝廷人名要覧』（二〇〇五年三月、学習院大学人文科学研究所刊）を刊行したことと共通する。近世の朝幕研究が遅れた状態にあることは知られていることであり、その理由などをここでくり返すことはしない。その打開策として、近世朝幕研究の基盤を形成することが必要であると考えられた。『近世朝廷人名要覧』は「公家鑑」と呼ばれる江戸時代の朝廷構成員の人名録の中から、各種の情報・

知識を年度ごとにとりまとめたものである。近世の公家の史料を
読むとき、差出人・宛所などが誰であるのかを判断するために『近
世朝廷人名要覧』は有効な検索の道具となった。これと同様に、
江戸幕府が天皇・朝廷に関して発した法令集が刊行されれば、今
後の近世朝幕研究の共通財産となり、全国や各国で研究を志す人々
に有用となると考えられた。

近世朝幕研究の基盤を形成するために、研究の対象となる史料
集や道具となる人名録の作成のほかに、朝幕研究を志す仲間の交
流をはかり、研究課題を相互に錬磨する全国的な研究大会の開催
も求められることであった。そこで「近世の天皇・朝廷研究大会」
を二〇〇七（平成十九）年九月二十二日・二十三日の二日間にわ
たつて学習院大学において開催した。さらに翌二〇〇八年九月十
三日・十四日の両日に渡って「近世の天皇・朝廷研究第一回大会」
が開催され、二〇〇九年九月十二日・十三日には同じく第三回大
会が開かれ、各地から近世朝幕研究者が集まり、企画テーマや自
由論題の報告・討論が行われた。第一〜三回の「近世の天皇・朝
廷研究大会」は、其の後いづれも大会報告集が学習院大学人文科
学研究所から刊行されたことを付記する。

本史料集作成のほか以上の近世朝幕研究の基盤形成のために中
心的に作業を担ったのは、一九八三年に始まった朝幕研究会のメ
ンバーであった。学習院大学人文科学研究所の共同研究プロジェ
クト「近世朝幕研究の基盤形成」（研究代表者、学習院大学文学部

教授井上勲・二〇〇七〜二〇〇九年度）に参加し、本書刊行に尽
力された朝幕研究会のメンバーに対し、心よりの感謝の念を表し
たい。